

1. 利用料金

利用者負担額は、下記の表①及び②のサービス利用料金に③で該当する加算を加え、④の所得区分による上限額の範囲内で算定されます。なお、介護給付費の給付額や所得区分に変更があった場合は、利用者負担額が変更になります。

2. 利用料金の支払方法

利用料金の自己負担額は、1か月ごとにご請求いたします。口座振替を申出された場合は、翌月25日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。現金の場合は、月末までにお支払いください。なお、利用料金のお支払いを受けたときは領収書を発行します。

令和7年4月1日現在

① 介護給付費対象のサービス利用料金（日額）

利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
3時間未満	1,770円	1,950円	2,180円	3,190円	4,310円
3時間以上4時間未満	2,210円	2,440円	2,740円	3,990円	5,380円
4時間以上5時間未満	2,670円	2,940円	3,280円	4,790円	6,460円
5時間以上6時間未満	3,100円	3,430円	3,820円	5,590円	7,550円
6時間以上7時間未満	4,350円	4,780円	5,340円	7,800円	10,490円
7時間以上8時間未満	4,450円	4,890円	5,470円	8,000円	10,770円
8時間以上9時間未満	5,040円	5,490円	6,070円	8,590円	11,370円

※土曜日は、開所時間減算（4時間以上6時間未満）のため、すべての区分の利用料に70%を乗じた額となります。

② 介護給付費対象外のサービス利用料金（日額）

項目	料金（日額）
食費（昼食1食につき）	500円
創作活動の材料費、は、実費負担となります。	実費
その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※ 食費は、食事提供体制加算対象の方は1食200円が自己負担となります。

③ サービス利用に係る加算の種類

加算項目	加算料金	
食事提供体制加算	300円 /日	
常勤看護職員等配置加算	190円 /日	
初期加算（利用開始日から30日間を限度）	300円 /日	
利用者負担上限管理加算（月1回限度）	1,500円 /回	
訪問支援特別加算（月2回を限度）	1時間未満	1,870円 /回
	1時間以上	2,800円 /回
欠席時対応加算（月4回を限度）	940円 /回	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	150円 /日	
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	100円 /日	
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	60円 /日	
人員配置体制加算（Ⅳ）	380円 /日	
送迎加算（片道につき）	210円 /回	
重度障害者支援加算（Ⅰ）	500円 /日	
重度障害者支援加算（Ⅱ）	3,600円 /日	
重度障害者支援加算（Ⅲ）	1,800円 /日	
集中的支援加算（月4回を限度）	10,000円 /回	
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき所定単位数の1,000分の81	

④ 利用者等の所得区分と利用料金自己負担上限額

利用者の方とその配偶者の方の収入が対象で、利用料金の1割が自己負担となります。ただし、応能負担により住民税の所得区分に応じて上限額が設定されています。

所得区分	所得要件（厚生労働省基準）	利用料自己負担上限額（月額）
区分1	住民税非課税世帯	利用料の自己負担なし
区分2	住民税所得割額16万円未満の世帯	9,300円
区分3	住民税所得割額16万円以上の世帯	37,200円

※ 所得割額16万円は、概ね年収600万円の方になります。